

平成19年度事業評価書（事前）要旨

目 次

平成19年度事業評価書(事前)要旨		ページ
整理番号		
1	産科医療機関確保事業	2
2	医師交代勤務等導入促進事業	4
3	女性医師復職研修支援事業	6
4	新人看護師に対する医療安全推進モデル研修事業	8
5	健康情報活用基盤実証事業	10
6	医療機関・公的機関等への個人防護服(PPE)の確保	12
7	医療クラスター(仮称)整備事業	14
8	再生医療推進基盤整備事業	16
9	糖尿病等の生活習慣病対策推進費	18
10	乳がん用マンモコイル緊急整備事業	20
11	メンタルヘルスの専門相談機関等事業場外資源の紹介体制の強化	22
12	小規模事業場に従事する労働者に対する面接指導専用窓口の開設	23
13	ワークライフバランス推進事業	24
14	中小企業雇用安定化奨励金	26
15	若年者の応募機会の拡大等についての事業主等に対する周知・啓発、相談等	27
16	地域団塊世代雇用支援事業	29
17	精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化	30
18	「職業能力形成システム」(通称:「ジョブ・カード制度」)の構築	32
19	地域日常生活自立支援事業	34
20	精神障害者地域移行支援特別対策事業	36
21	ASEAN地域の健康確保対策事業	38

平成19年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：医政局指導課

事業名	産科医療機関確保事業																		
政策体系上の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 1 地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1-1 日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること																		
事業の概要	産科医療機関に対して、 ①産科医療機関に勤務する医療従事者の人件費 ②医師等の休日代替要員雇上経費 ③医療機器（分娩関係）等の購入費 ④遠隔地からの妊産婦、家族等の宿泊施設の賃上料 等の運営費等の補助を行うことで、経営の安定化を図る。																		
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="363 813 1457 846"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> </table> <p>(理由) 分娩可能な医療機関の通減は全国的な問題となっているため、特に不採算となっている地域の医療については、行政機関が主体的に、地域差を生じることのないよう財政支出等の取組を行う必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="363 958 1457 992"> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> </table> <p>(理由) 分娩可能な医療機関の確保は、地方（都道府県）においても重要な課題ではあるが、医師の確保や医療機関の維持運営等が困難な状況が多く、これらを財政基盤の弱い市町村等に負担させるには限度があることや、全国どの地域においても国民すべてが一定水準の医療を享受できるような体制の必要性からすれば、財政支援を含め引き続き、国としても支援していく必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="363 1182 1457 1216"> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input type="checkbox"/>可</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>否</td> </tr> </table> <p>(理由) 民間の医療機関の取組に係る費用の一部を補助する事業であることから、事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。</p> <table border="1" data-bbox="363 1317 1457 1350"> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> </tr> </table> <p>(有の場合の整理の考え方) 近隣に分娩可能な医療機関がなく、かつ集約化・重点化が困難な産科医療機関については、一部、へき地医療機関の運営費等の補助を受けられるものもあるため、補助が重複しないよう交付要綱等に明記する。</p> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="363 1541 1457 1574"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> </table> <p>本事業の実施により、産科医療機関の経営の安定化が図られ、当該医療機関が存在する地域において分娩の取扱いを継続できる体制の確保が図られることが期待される。</p> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="363 1709 1457 1742"> <tr> <td>産科医療機関の経営の安定化を図るための費用を補助することで、その地域における分娩可能な医療機関を確保でき、最小限の費用から最大限の効果につなげることができる。</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否	他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	事業の有効性	<input checked="" type="checkbox"/>	産科医療機関の経営の安定化を図るための費用を補助することで、その地域における分娩可能な医療機関を確保でき、最小限の費用から最大限の効果につなげることができる。	<input checked="" type="checkbox"/>
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否																	
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無																	
事業の有効性	<input checked="" type="checkbox"/>																		
産科医療機関の経営の安定化を図るための費用を補助することで、その地域における分娩可能な医療機関を確保でき、最小限の費用から最大限の効果につなげることができる。	<input checked="" type="checkbox"/>																		

	<p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:566百万円)</p>										
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アウトプット指標</th> <th colspan="2">本事業と指標の関連についての説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 当該事業の補助件数</td> <td colspan="2">当該事業の実施状況を見る指標</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> (調査名・資料出所、備考) ・ 指標は医政局指導課調べ。 </td> </tr> </tbody> </table>			アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明		1 当該事業の補助件数	当該事業の実施状況を見る指標		(調査名・資料出所、備考) ・ 指標は医政局指導課調べ。	
アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明										
1 当該事業の補助件数	当該事業の実施状況を見る指標										
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標は医政局指導課調べ。											
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)								

平成19年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：医政局医事課

事業名	医師交代勤務等導入促進事業																															
政策体系上の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 1 地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること 施策目標 1-1 日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること																															
事業の概要	産科、小児科等の勤務医師の過重な労働時間の解消に向け、退職医師、開業医等を活用し、交代勤務制、変則勤務制等を導入する病院に対して、勤務体制の導入に必要な経費を補助し、勤務環境の改善を促進する。																															
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="379 763 1469 1384"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 病院勤務医の確保が困難となっている中で、勤務環境の改善に対しては、個々の医療機関における取組だけでなく、地域医療の確保を図る観点から、行政による積極的な関与が必要である。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 医療法においては、医療従事者の確保を含む地域の医療提供体制の確保について、都道府県が中心となって取り組むとともに、国は都道府県の取組を支援することとなっている。また、政府・与党でとりまとめた「緊急医師確保対策について」(平成19年5月31日)においても、病院勤務医の勤務環境の改善が盛り込まれており、全国的に重要な課題となっている。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input type="checkbox"/>可</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 医療機関の取組に係る費用の一部を補助する事業であり、公平性など事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td><input type="checkbox"/>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="379 1435 1469 1552"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>当該事業を実施し、病院勤務医の勤務環境の改善効果が広がることによって、ひいては、質の高い医療提供体制の確保が図られる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="379 1603 1469 1720"> <tr> <td>病院勤務医の勤務環境と比べ、比較的余裕がある開業医を有効に活用すること、また、貴重な医療資源である退職医師を活用すること等によって、効率的な医療資源の配分が行われ、医師の偏在問題の解消につながる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:426百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 病院勤務医の確保が困難となっている中で、勤務環境の改善に対しては、個々の医療機関における取組だけでなく、地域医療の確保を図る観点から、行政による積極的な関与が必要である。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 医療法においては、医療従事者の確保を含む地域の医療提供体制の確保について、都道府県が中心となって取り組むとともに、国は都道府県の取組を支援することとなっている。また、政府・与党でとりまとめた「緊急医師確保対策について」(平成19年5月31日)においても、病院勤務医の勤務環境の改善が盛り込まれており、全国的に重要な課題となっている。				民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否		(理由) 医療機関の取組に係る費用の一部を補助する事業であり、公平性など事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		事業の有効性	当該事業を実施し、病院勤務医の勤務環境の改善効果が広がることによって、ひいては、質の高い医療提供体制の確保が図られる。	病院勤務医の勤務環境と比べ、比較的余裕がある開業医を有効に活用すること、また、貴重な医療資源である退職医師を活用すること等によって、効率的な医療資源の配分が行われ、医師の偏在問題の解消につながる。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																													
(理由) 病院勤務医の確保が困難となっている中で、勤務環境の改善に対しては、個々の医療機関における取組だけでなく、地域医療の確保を図る観点から、行政による積極的な関与が必要である。																																
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																													
(理由) 医療法においては、医療従事者の確保を含む地域の医療提供体制の確保について、都道府県が中心となって取り組むとともに、国は都道府県の取組を支援することとなっている。また、政府・与党でとりまとめた「緊急医師確保対策について」(平成19年5月31日)においても、病院勤務医の勤務環境の改善が盛り込まれており、全国的に重要な課題となっている。																																
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否																														
(理由) 医療機関の取組に係る費用の一部を補助する事業であり、公平性など事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。																																
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																														
事業の有効性	当該事業を実施し、病院勤務医の勤務環境の改善効果が広がることによって、ひいては、質の高い医療提供体制の確保が図られる。																															
病院勤務医の勤務環境と比べ、比較的余裕がある開業医を有効に活用すること、また、貴重な医療資源である退職医師を活用すること等によって、効率的な医療資源の配分が行われ、医師の偏在問題の解消につながる。																																

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明
1 当該事業の補助件数 (調査名・資料出所、備考)	当該事業の実施状況を見る指標
<ul style="list-style-type: none"> 指標は、医政局医事課調べ。 	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:医政局医事課

事業名	女性医師復職研修支援事業																																			
政策体系上の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること 施策目標 2-1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること																																			
事業の概要	都道府県が受付・相談窓口を設置し、復職を希望する女性医師に対し、研修受入医療機関の紹介や、復帰後の勤務形態に応じた復帰研修を実施することにより、再就業の促進を図るものである。 (交付先:都道府県、補助率:1/2)																																			
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 763 1458 1323"> <tr> <td data-bbox="368 763 1166 815">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td data-bbox="1166 763 1246 815"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td data-bbox="1246 763 1326 815">無</td> <td data-bbox="1326 763 1458 815">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 815 1458 898">(理由) 全国各地の医師不足を訴える声は日増しに大きくなっており、医師不足等の問題は、国・地方自治体の行政機関が主体的に取り組まなければ解決が困難な問題である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 898 1166 949">国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td data-bbox="1166 898 1246 949"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td data-bbox="1246 898 1326 949">無</td> <td data-bbox="1326 898 1458 949">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 949 1458 1032">(理由) 医師不足等の解消に向けた取組が着実に図られ、各都道府県の医療提供体制の確保に繋がるものであり、全国的な観点より国においても支援していく必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1032 1166 1084">民営化や外部委託の可否</td> <td data-bbox="1166 1032 1246 1084"><input checked="" type="checkbox"/>可</td> <td data-bbox="1246 1032 1326 1084">否</td> <td data-bbox="1326 1032 1458 1084"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 1084 1458 1211">(理由) 女性医師に対する復職支援研修は先駆的な取組であり、復職を目指す女性医師に対して手厚い対応・指導体制をとること等から不採算事業であるため、民営化にはなじまない事業であるが、地方公共団体が地域医師会や医療法人等に事業の外部委託を行うことは可能である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1211 1166 1263">他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td data-bbox="1166 1211 1246 1263">有</td> <td data-bbox="1246 1211 1326 1263"><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td data-bbox="1326 1211 1458 1263"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 1263 1458 1323">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 1379 1458 1518"> <tr> <td data-bbox="368 1379 1458 1431">事業の有効性</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1431 1458 1518">女性医師からの復帰研修申込や再就業先相談に対応する受付・相談窓口を都道府県に設置することにより、効果的・効率的な研修受入機関の決定及び研修の実施が図られ、女性医師の再就業の促進、さらには医師確保につながる事となる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 1603 1458 1720"> <tr> <td data-bbox="368 1603 1458 1720">受付・相談窓口という形態をとり、再就業医療機関からの情報提供等を活用することにより、再就業に係る研修の紹介・実施を効率的に行うことができる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:520百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	その他	(理由) 全国各地の医師不足を訴える声は日増しに大きくなっており、医師不足等の問題は、国・地方自治体の行政機関が主体的に取り組まなければ解決が困難な問題である。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	その他	(理由) 医師不足等の解消に向けた取組が着実に図られ、各都道府県の医療提供体制の確保に繋がるものであり、全国的な観点より国においても支援していく必要がある。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	否		(理由) 女性医師に対する復職支援研修は先駆的な取組であり、復職を目指す女性医師に対して手厚い対応・指導体制をとること等から不採算事業であるため、民営化にはなじまない事業であるが、地方公共団体が地域医師会や医療法人等に事業の外部委託を行うことは可能である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	女性医師からの復帰研修申込や再就業先相談に対応する受付・相談窓口を都道府県に設置することにより、効果的・効率的な研修受入機関の決定及び研修の実施が図られ、女性医師の再就業の促進、さらには医師確保につながる事となる。	受付・相談窓口という形態をとり、再就業医療機関からの情報提供等を活用することにより、再就業に係る研修の紹介・実施を効率的に行うことができる。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	その他																																	
(理由) 全国各地の医師不足を訴える声は日増しに大きくなっており、医師不足等の問題は、国・地方自治体の行政機関が主体的に取り組まなければ解決が困難な問題である。																																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	その他																																	
(理由) 医師不足等の解消に向けた取組が着実に図られ、各都道府県の医療提供体制の確保に繋がるものであり、全国的な観点より国においても支援していく必要がある。																																				
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	否																																		
(理由) 女性医師に対する復職支援研修は先駆的な取組であり、復職を目指す女性医師に対して手厚い対応・指導体制をとること等から不採算事業であるため、民営化にはなじまない事業であるが、地方公共団体が地域医師会や医療法人等に事業の外部委託を行うことは可能である。																																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																		
(有の場合の整理の考え方)																																				
事業の有効性																																				
女性医師からの復帰研修申込や再就業先相談に対応する受付・相談窓口を都道府県に設置することにより、効果的・効率的な研修受入機関の決定及び研修の実施が図られ、女性医師の再就業の促進、さらには医師確保につながる事となる。																																				
受付・相談窓口という形態をとり、再就業医療機関からの情報提供等を活用することにより、再就業に係る研修の紹介・実施を効率的に行うことができる。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	就業女性医師数	本事業の実施により、女性医師の再就業が図られ、就業女性医師数が増加する。
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、「医師・歯科医師・薬剤師調査」(大臣官房統計情報部調べ)(隔年の12月31日現在)による。平成18年の数値については現在集計中で、平成19年12月に確定値等公表予定。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：医政局看護課

事業名	新人看護師に対する医療安全推進モデル研修事業																																			
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること</p> <p>施策目標 2-2 医療従事者の資質の向上を図ること</p>																																			
事業の概要	<p>現在、新人看護師の研修は就職先の医療機関で行われており、その方法、内容等もまちまちである。平成19年度において、こうした新人看護師の研修のあり方について検討を行うこととしているが、そこでの成果を踏まえ、効果的かつ効率的な研修方法を普及させていくことがこうした課題への対応として重要であることから、看護師学校養成所の卒後直後の新人看護師に対する研修をモデル的に実施し、データを収集し全国的に普及させるための事業を行うものである。</p>																																			
<p>施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 779 1458 1339"> <tr> <td data-bbox="368 779 1166 813">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td data-bbox="1166 779 1246 813"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td data-bbox="1246 779 1326 813"><input type="checkbox"/> 無</td> <td data-bbox="1326 779 1458 813"><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 813 1458 913">(理由) 民間等の医療機関による個々の活動のみでは、データ収集やその全国的な普及は困難であるため、行政の関与が不可欠である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 913 1166 947">国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td data-bbox="1166 913 1246 947"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td data-bbox="1246 913 1326 947"><input type="checkbox"/> 無</td> <td data-bbox="1326 913 1458 947"><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 947 1458 1048">(理由) データ収集を基本とする以上、各都道府県が主体となって行うのではなく、国が行うことにより、全国的に普及させることが可能である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1048 1166 1081">民営化や外部委託の可否</td> <td data-bbox="1166 1048 1246 1081"><input checked="" type="checkbox"/> 可</td> <td data-bbox="1246 1048 1326 1081"><input type="checkbox"/> 否</td> <td data-bbox="1326 1048 1458 1081"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 1081 1458 1193">(理由) モデル事業であるため、将来的には、民間主体で事業を行うことは可能である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1193 1166 1227">他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td data-bbox="1166 1193 1246 1227"><input type="checkbox"/> 有</td> <td data-bbox="1246 1193 1326 1227"><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td data-bbox="1326 1193 1458 1227"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 1227 1458 1339">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 1397 1458 1509"> <tr> <td data-bbox="368 1397 576 1431">事業の有効性</td> <td data-bbox="576 1397 1458 1509">卒後直後からの新人看護師に対する研修を行うことで、効果的かつ効率的な研修方法を普及していき、新人看護師の離職率の低下、医療安全の確保につながるようになる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 1603 1458 1688"> <tr> <td data-bbox="368 1603 1458 1688">これまで就職先の医療機関において方法、内容等まちまちだった新人看護師の研修が、データを収集し、そこでのデータを踏まえ、研修内容を検討することにより、全国的に効果的かつ効率的な研修方法が普及するようになる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:490百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 民間等の医療機関による個々の活動のみでは、データ収集やその全国的な普及は困難であるため、行政の関与が不可欠である。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) データ収集を基本とする以上、各都道府県が主体となって行うのではなく、国が行うことにより、全国的に普及させることが可能である。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) モデル事業であるため、将来的には、民間主体で事業を行うことは可能である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	卒後直後からの新人看護師に対する研修を行うことで、効果的かつ効率的な研修方法を普及していき、新人看護師の離職率の低下、医療安全の確保につながるようになる。	これまで就職先の医療機関において方法、内容等まちまちだった新人看護師の研修が、データを収集し、そこでのデータを踏まえ、研修内容を検討することにより、全国的に効果的かつ効率的な研修方法が普及するようになる。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 民間等の医療機関による個々の活動のみでは、データ収集やその全国的な普及は困難であるため、行政の関与が不可欠である。																																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) データ収集を基本とする以上、各都道府県が主体となって行うのではなく、国が行うことにより、全国的に普及させることが可能である。																																				
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																																		
(理由) モデル事業であるため、将来的には、民間主体で事業を行うことは可能である。																																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																		
(有の場合の整理の考え方)																																				
事業の有効性	卒後直後からの新人看護師に対する研修を行うことで、効果的かつ効率的な研修方法を普及していき、新人看護師の離職率の低下、医療安全の確保につながるようになる。																																			
これまで就職先の医療機関において方法、内容等まちまちだった新人看護師の研修が、データを収集し、そこでのデータを踏まえ、研修内容を検討することにより、全国的に効果的かつ効率的な研修方法が普及するようになる。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明
1 新人看護職員離職率	本事業により新人看護職員の離職率の低下を目標
(調査名・資料出所、備考)	
<ul style="list-style-type: none"> 指標は、(社)日本看護協会「病院における看護職員需給状況調査」結果概要(速報)による(新人看護職員：H15～調査)。なお、平成18年の数値は現在集計中であり、平成20年1～2月に公表予定である。 	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:医政局研究開発振興課医療機器・情報室

事業名	健康情報活用基盤実証事業																	
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること</p> <p>施策目標 3-1 医療情報化インフラの普及を推進すること</p>																	
事業の概要	<p>電子化される健康情報の高度利活用を図るため、医療・健診等データの相互利用をはじめとする情報共有のための方策、情報技術者のいない医療機関において医療情報を長期にわたり安全に保管するための方策及び個人の健康情報を有効に医療に活用するための方策について検討を行う。</p>																	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="360 779 1449 813"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> </table> <p>(理由) 医療分野のIT化の推進は、内閣に設置されたIT戦略本部によるIT新改革戦略等で掲げられた政府決定の方針であり、技術的中立性を図るうえでも行政の主導の下にIT化を促進するための種々の施策を講じる必要がある。また本事業は実証事業であり、採算性の観点から行政の主導が必要とされる。</p> <table border="1" data-bbox="360 947 1449 981"> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> </table> <p>(理由) 本事業を実施するにあたり技術的、運用的および制度的課題が抽出されることが予想され、特に制度面の課題解決については、国が制度を所管していることから、国主導で実施する必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="360 1081 1449 1115"> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 可</td> <td><input type="checkbox"/> 否</td> </tr> </table> <p>(理由) 診療情報の外部保存先として容認されている地方自治体等への委託が可能である。</p> <table border="1" data-bbox="360 1171 1449 1205"> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> </tr> </table> <p>(有の場合の整理の考え方) 本事業は厚生労働省、総務省、経済産業省の3省連携の下実施するものであるが、各々が担うべき役割等は異なるものである。そのため、重複等の問題については整理されている。</p> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="360 1402 1449 1514"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>本事業の目標達成により健康情報を医療へ活用できるようになり、医療の質の向上等が期待される。しかしながら、解決すべき課題も多数存在し、それらを抽出・解決するため、実際に実証事業として行うものである。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="360 1585 1449 1671"> <tr> <td>重点計画2007に掲げられた健診結果等の健康情報の個人による活用・全国規模での分析を行う仕組みを構築するため、各省が連携して分野横断的に取り組むこととしており、効率性は高い。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:145百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	事業の有効性	本事業の目標達成により健康情報を医療へ活用できるようになり、医療の質の向上等が期待される。しかしながら、解決すべき課題も多数存在し、それらを抽出・解決するため、実際に実証事業として行うものである。	重点計画2007に掲げられた健診結果等の健康情報の個人による活用・全国規模での分析を行う仕組みを構築するため、各省が連携して分野横断的に取り組むこととしており、効率性は高い。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他															
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他															
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無																
事業の有効性	本事業の目標達成により健康情報を医療へ活用できるようになり、医療の質の向上等が期待される。しかしながら、解決すべき課題も多数存在し、それらを抽出・解決するため、実際に実証事業として行うものである。																	
重点計画2007に掲げられた健診結果等の健康情報の個人による活用・全国規模での分析を行う仕組みを構築するため、各省が連携して分野横断的に取り組むこととしており、効率性は高い。																		

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明
1	
(調査名・資料出所、備考)	
<ul style="list-style-type: none"> 本事業においては、医療や健診等データの相互利用等が実現できるよう実証を行うものであるため、定量的な指標設定を行うことができない。 	
アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明
1	
(調査名・資料出所、備考)	
<ul style="list-style-type: none"> 本事業においては、医療や健診等データの相互利用等が実現できるよう実証を行うものであるため、定量的な指標設定を行うことができない。 	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:健康局結核感染症課

事業名	医療機関・公共機関等への個人防護服(PPE)の確保																															
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること</p> <p>と</p> <p>施策目標 5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること</p>																															
事業の概要	<p>「医療機関における感染症対策ガイドライン」において、新型インフルエンザ患者に対する診療やケアのために、近づくものあるいはその可能性にあるもの全てが適切な個人防護服を着用しなければならぬとされており、高感染リスクにさらされる医療従事者の理解と協力のもと、発生時の円滑な初動体制の確保を目的にPPE(防護服)を備蓄する。</p>																															
<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="363 824 1453 1384"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、具体的な行動計画を策定し、医療機関に対しあらかじめ必要な対策を示しておく必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、地方に対し、発生時の対策を策定するよう要請しているが、国の危機管理上の責務として、医療従事者の理解と協力のもと、発生時の初動体制を確保し、社会機能を維持することが必要である。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input type="checkbox"/>可</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 新型インフルエンザが発生した場合における危機管理体制の構築は、行政が主導となって計画的に行うべき事業である。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td><input type="checkbox"/>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="363 1440 1453 1608"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>新型インフルエンザに感染した者に対し、防護服を着用せず診療をした場合、医療従事者自ら感染するおそれが高まり、医療自体の提供が出来なくなることやさらなる二次感染の発生が想定されるため、診療時の防護服着用は、初動体制の確保のために不可欠なものである。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="363 1664 1453 1776"> <tr> <td>効率性の評価</td> <td>新型インフルエンザが発生した場合、発生初期段階での封じ込め、感染拡大防止が最も重要である。それを実践するためには、速やかな行動がとれるよう準備をしておくことが必要であることから、発熱外来の医療機関で必要な個人防護服を事前に備蓄しておくことは、迅速に初期対応するために必要な対策として有効である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:5,732百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、具体的な行動計画を策定し、医療機関に対しあらかじめ必要な対策を示しておく必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、地方に対し、発生時の対策を策定するよう要請しているが、国の危機管理上の責務として、医療従事者の理解と協力のもと、発生時の初動体制を確保し、社会機能を維持することが必要である。				民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否		(理由) 新型インフルエンザが発生した場合における危機管理体制の構築は、行政が主導となって計画的に行うべき事業である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		事業の有効性	新型インフルエンザに感染した者に対し、防護服を着用せず診療をした場合、医療従事者自ら感染するおそれが高まり、医療自体の提供が出来なくなることやさらなる二次感染の発生が想定されるため、診療時の防護服着用は、初動体制の確保のために不可欠なものである。	効率性の評価	新型インフルエンザが発生した場合、発生初期段階での封じ込め、感染拡大防止が最も重要である。それを実践するためには、速やかな行動がとれるよう準備をしておくことが必要であることから、発熱外来の医療機関で必要な個人防護服を事前に備蓄しておくことは、迅速に初期対応するために必要な対策として有効である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																													
(理由) 新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、具体的な行動計画を策定し、医療機関に対しあらかじめ必要な対策を示しておく必要がある。																																
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																													
(理由) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、地方に対し、発生時の対策を策定するよう要請しているが、国の危機管理上の責務として、医療従事者の理解と協力のもと、発生時の初動体制を確保し、社会機能を維持することが必要である。																																
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否																														
(理由) 新型インフルエンザが発生した場合における危機管理体制の構築は、行政が主導となって計画的に行うべき事業である。																																
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																														
事業の有効性	新型インフルエンザに感染した者に対し、防護服を着用せず診療をした場合、医療従事者自ら感染するおそれが高まり、医療自体の提供が出来なくなることやさらなる二次感染の発生が想定されるため、診療時の防護服着用は、初動体制の確保のために不可欠なものである。																															
効率性の評価	新型インフルエンザが発生した場合、発生初期段階での封じ込め、感染拡大防止が最も重要である。それを実践するためには、速やかな行動がとれるよう準備をしておくことが必要であることから、発熱外来の医療機関で必要な個人防護服を事前に備蓄しておくことは、迅速に初期対応するために必要な対策として有効である。																															

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	P P E（個人防護具）の購入数	P P E（個人防護具）の購入数は、新型インフルエンザ発生時に、医療従事者が迅速に医療を提供するための体制の充実を示すものである。
（調査名・資料出所、備考） ・ 指標は、健康局結核感染症課調べ。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:医政局研究開発振興課

事業名	医療クラスター(仮称)整備事業																																			
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>施策目標 9-1 バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること</p>																																			
事業の概要	<p>平成20年度から、国立高度専門医療センター等を想定した中核的医療機関に隣接して、官民共同研究を推進するための共用動物実験機器、実験設備等を整備する。国立高度専門医療センター等を想定した中核的医療機関に、重点的な開発が必要な難病等の医薬品・機器等の健常人を対象とした第I相試験等を実施するための医療スタッフを雇用する。</p>																																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 801 1458 1361"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">本事業は、先進技術による国民の保健衛生の向上に果たす国の役割の一環として行うものである。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">当該研究は国立高度専門医療センター等の中核的医療機関が、全国の国民の保健衛生の向上のために行うものである。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">中核的医療機関において所有している先導的な医療技術が、医療クラスターの整備により、民間への技術移転が促進される。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>(有の場合の整理の考え方)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 1444 1458 1556"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>先端医療技術を創出し、実用化を進展させることで医薬品や医療機器の開発も含めた新たな医療技術の開発が期待できる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 1630 1458 1742"> <tr> <td>出願された知的財産が効率的に実用化されるよう、基礎研究と臨床研究が一貫して実施できる体制とすることで、国民が早期に新たな医療技術による恩恵を受けることができる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:1,500百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他	(理由)	本事業は、先進技術による国民の保健衛生の向上に果たす国の役割の一環として行うものである。			国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他	(理由)	当該研究は国立高度専門医療センター等の中核的医療機関が、全国の国民の保健衛生の向上のために行うものである。			民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/>	否		(理由)	中核的医療機関において所有している先導的な医療技術が、医療クラスターの整備により、民間への技術移転が促進される。			他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	先端医療技術を創出し、実用化を進展させることで医薬品や医療機器の開発も含めた新たな医療技術の開発が期待できる。	出願された知的財産が効率的に実用化されるよう、基礎研究と臨床研究が一貫して実施できる体制とすることで、国民が早期に新たな医療技術による恩恵を受けることができる。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他																																	
(理由)	本事業は、先進技術による国民の保健衛生の向上に果たす国の役割の一環として行うものである。																																			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他																																	
(理由)	当該研究は国立高度専門医療センター等の中核的医療機関が、全国の国民の保健衛生の向上のために行うものである。																																			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/>	否																																		
(理由)	中核的医療機関において所有している先導的な医療技術が、医療クラスターの整備により、民間への技術移転が促進される。																																			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無																																	
(有の場合の整理の考え方)																																				
事業の有効性	先端医療技術を創出し、実用化を進展させることで医薬品や医療機器の開発も含めた新たな医療技術の開発が期待できる。																																			
出願された知的財産が効率的に実用化されるよう、基礎研究と臨床研究が一貫して実施できる体制とすることで、国民が早期に新たな医療技術による恩恵を受けることができる。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	TLOによる技術移転件数	本事業により、高度専門医療機関で創出された技術が 実用として企業に利用された場合の実績
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標は、(財)ヒューマンサイエンス振興財団の統計による。		
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	TLOによる技術特許出願数	本事業により、高度専門医療機関で創出された技術が 知的財産化される実績
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標は、(財)ヒューマンサイエンス振興財団の統計による。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度事業評価書(事前) 要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:医政局研究開発振興課

事業名	再生医療推進基盤整備事業																															
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>施策目標 9-1 バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること</p>																															
事業の概要	<p>全国8の大学病院等に、再生医療の臨床研究を実施するため、民間が利用可能な動物実験機器、細胞実験機器等の整備を補助する。また、次年度から、再生医療の技術を指導、実施するための研究・医療スタッフを雇用する等の体制整備を補助する。</p>																															
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 819 1458 1379"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 再生医療については、大学等で培われた技術の製品化等の実用化が求められる。しかし、生物学的な高度先進医療であることによる技術の高度性、その投資リスクが高いことなどにより、特に基盤整備には行政の積極的関与が希求される。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 再生医療の具体化にむけては、散在する複数の大学等研究機関からの研究成果等を統合して行うことが不可欠であり、国が積極的に関与し実用化を推進していく、必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 可</td> <td><input type="checkbox"/> 否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 民間に研究的な要素を含む医療として共同研究を実施する場を提供することにより、民間への技術移転が促進される。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td><input type="checkbox"/> 有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 1458 1458 1570"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>再生医療推進のための基盤体制構築により、再生医療製品の開発過程の迅速化及び新規製品の出現が期待できる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 1653 1458 1765"> <tr> <td>再生医療推進の基盤体制を拠点化することにより、臨床応用に向けた研究成果等や人材を集中的に確保することができ、新規製品の開発の迅速化、国民への保健衛生の向上に係る貢献を早期に実現できる可能性がある。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:412百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 再生医療については、大学等で培われた技術の製品化等の実用化が求められる。しかし、生物学的な高度先進医療であることによる技術の高度性、その投資リスクが高いことなどにより、特に基盤整備には行政の積極的関与が希求される。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 再生医療の具体化にむけては、散在する複数の大学等研究機関からの研究成果等を統合して行うことが不可欠であり、国が積極的に関与し実用化を推進していく、必要がある。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) 民間に研究的な要素を含む医療として共同研究を実施する場を提供することにより、民間への技術移転が促進される。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		事業の有効性	再生医療推進のための基盤体制構築により、再生医療製品の開発過程の迅速化及び新規製品の出現が期待できる。	再生医療推進の基盤体制を拠点化することにより、臨床応用に向けた研究成果等や人材を集中的に確保することができ、新規製品の開発の迅速化、国民への保健衛生の向上に係る貢献を早期に実現できる可能性がある。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																													
(理由) 再生医療については、大学等で培われた技術の製品化等の実用化が求められる。しかし、生物学的な高度先進医療であることによる技術の高度性、その投資リスクが高いことなどにより、特に基盤整備には行政の積極的関与が希求される。																																
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																													
(理由) 再生医療の具体化にむけては、散在する複数の大学等研究機関からの研究成果等を統合して行うことが不可欠であり、国が積極的に関与し実用化を推進していく、必要がある。																																
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																														
(理由) 民間に研究的な要素を含む医療として共同研究を実施する場を提供することにより、民間への技術移転が促進される。																																
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																														
事業の有効性	再生医療推進のための基盤体制構築により、再生医療製品の開発過程の迅速化及び新規製品の出現が期待できる。																															
再生医療推進の基盤体制を拠点化することにより、臨床応用に向けた研究成果等や人材を集中的に確保することができ、新規製品の開発の迅速化、国民への保健衛生の向上に係る貢献を早期に実現できる可能性がある。																																

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	薬事法上の細胞・組織を利用した治験薬・治験用具の品質及び安全性に関する確認申請数	最終的には、再生医療製品に係る治験が開始され、医薬品・医療機器として国民の保健医療の向上に資する。
(調査名・資料出所、備考)		
・ 指標は、医薬食品局審査管理課調べによる。		
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	ヒト幹細胞臨床研究指針による申請臨床研究数	再生医療製品に係る臨床研究が適切に開始され、ひいては医薬品・医療機器として国民の保健医療の向上に資する。
(調査名・資料出所、備考)		
・ 指標は、医政局研究開発振興課への申請数による。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:健康局総務課生活習慣病対策室

事業名	糖尿病等の生活習慣病対策推進費																															
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1 2 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1 2-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること</p>																															
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病に関する情報収集し、データベース化により分析を行う。 ・国民、患者、医療従事者向けに最新の予防・治療方法の情報提供を行う。 ・医療従事者向けの糖尿病等の効果的な治療方法の研修を行う。 																															
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="363 725 1453 1256"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 診療データ等を各医療機関、医療保険者から情報収集し、その情報をもとに最新の予防・治療方法を分析していくこととなるので、行政による高度な守秘義務下での管理が必要である。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 地域ごとの診療データのみでは対象数も限られるため、最良の予防・治療方法を分析するには全国的なデータ収集、分析を行う必要がある。また、全国的なデータ分析を行うことで、医療の均てん化が図られる。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input type="checkbox"/>可</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 診療データ等を各医療機関、医療保険者から情報収集し、その情報をもとに最新の予防・治療方法を分析していくこととなるので、行政による高度な守秘義務下での管理が必要である。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td><input type="checkbox"/>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="363 1312 1453 1509"> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>糖尿病等の患者数は増加傾向にあり、従来のすべての対象者に対する一律の予防・治療方法では、十分な効果が得られないことが明らかになってきた。 今までの一律の予防・治療方法ではなく、国民や医療従事者に対し、個人や地域の特徴に応じた最新の予防・治療情報を提供することで、糖尿病等患者の減少が見込まれるため、本事業は有効である。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="363 1588 1453 1700"> <tr> <td>医療機関単位、地域単位で予防・治療情報を収集・分析し、全国規模で予防・治療情報をデータベース化することにより、より効果的な最新の予防・治療情報を提供することができ、国民の健康の確保に資することが可能である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:426百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 診療データ等を各医療機関、医療保険者から情報収集し、その情報をもとに最新の予防・治療方法を分析していくこととなるので、行政による高度な守秘義務下での管理が必要である。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 地域ごとの診療データのみでは対象数も限られるため、最良の予防・治療方法を分析するには全国的なデータ収集、分析を行う必要がある。また、全国的なデータ分析を行うことで、医療の均てん化が図られる。				民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否		(理由) 診療データ等を各医療機関、医療保険者から情報収集し、その情報をもとに最新の予防・治療方法を分析していくこととなるので、行政による高度な守秘義務下での管理が必要である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		事業の有効性	糖尿病等の患者数は増加傾向にあり、従来のすべての対象者に対する一律の予防・治療方法では、十分な効果が得られないことが明らかになってきた。 今までの一律の予防・治療方法ではなく、国民や医療従事者に対し、個人や地域の特徴に応じた最新の予防・治療情報を提供することで、糖尿病等患者の減少が見込まれるため、本事業は有効である。	医療機関単位、地域単位で予防・治療情報を収集・分析し、全国規模で予防・治療情報をデータベース化することにより、より効果的な最新の予防・治療情報を提供することができ、国民の健康の確保に資することが可能である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																													
(理由) 診療データ等を各医療機関、医療保険者から情報収集し、その情報をもとに最新の予防・治療方法を分析していくこととなるので、行政による高度な守秘義務下での管理が必要である。																																
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																													
(理由) 地域ごとの診療データのみでは対象数も限られるため、最良の予防・治療方法を分析するには全国的なデータ収集、分析を行う必要がある。また、全国的なデータ分析を行うことで、医療の均てん化が図られる。																																
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否																														
(理由) 診療データ等を各医療機関、医療保険者から情報収集し、その情報をもとに最新の予防・治療方法を分析していくこととなるので、行政による高度な守秘義務下での管理が必要である。																																
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																														
事業の有効性																																
糖尿病等の患者数は増加傾向にあり、従来のすべての対象者に対する一律の予防・治療方法では、十分な効果が得られないことが明らかになってきた。 今までの一律の予防・治療方法ではなく、国民や医療従事者に対し、個人や地域の特徴に応じた最新の予防・治療情報を提供することで、糖尿病等患者の減少が見込まれるため、本事業は有効である。																																
医療機関単位、地域単位で予防・治療情報を収集・分析し、全国規模で予防・治療情報をデータベース化することにより、より効果的な最新の予防・治療情報を提供することができ、国民の健康の確保に資することが可能である。																																

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明
1 糖尿病患者数	効率的な予防・治療を行うことにより患者数が減少する。
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標 1 及び 2 は、平成 14 年度糖尿病実態調査 (健康局生活習慣病対策室調べ) による。5 年毎の調査のため、平成 14 年のみ把握可能。	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項 (抜粋)

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:健康局総務課がん対策推進室

事業名	乳がん用マンモコイル緊急整備事業																																			
政策体系上の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 1 2 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること 施策目標 1 2-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること																																			
事業の概要	マンモグラフィ検診により、精密検査が必要になった者への診断精度を向上させるため、乳がん用マンモコイルを整備するがん診療連携拠点病院に対して機器整備の国庫補助を行う。																																			
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="370 757 1461 1256"> <tr> <td data-bbox="370 757 1168 788">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td data-bbox="1168 757 1248 788"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td data-bbox="1248 757 1327 788"><input type="checkbox"/> 無</td> <td data-bbox="1327 757 1461 788"><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="370 788 1461 913">(理由) がん対策基本法において、国は、がん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずること及び適切ながん医療を受けることができるよう、医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずることとされている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 922 1168 954">国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td data-bbox="1168 922 1248 954"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td data-bbox="1248 922 1327 954"><input type="checkbox"/> 無</td> <td data-bbox="1327 922 1461 954"><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="370 954 1461 1057">(理由) 本事業を国が行うことにより、全国的に乳がん検診の精密検査の診断精度の向上を図ることが可能となる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 1066 1168 1097">民営化や外部委託の可否</td> <td data-bbox="1168 1066 1248 1097"><input checked="" type="checkbox"/> 可</td> <td data-bbox="1248 1066 1327 1097"><input type="checkbox"/> 否</td> <td data-bbox="1327 1066 1461 1097"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="370 1097 1461 1173">(理由) 本事業が補助対象とするがん診療連携拠点病院は、民間立の病院もある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="370 1182 1168 1214">他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td data-bbox="1168 1182 1248 1214"><input type="checkbox"/> 有</td> <td data-bbox="1248 1182 1327 1214"><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td data-bbox="1327 1182 1461 1214"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="370 1214 1461 1256">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="370 1330 1461 1442"> <tr> <td data-bbox="370 1330 577 1361">事業の有効性</td> <td data-bbox="577 1330 1461 1442"> 本事業により、乳がん用マンモコイルを所有する病院が増加し、乳がん検診の診断精度が向上し、乳がんの早期発見・早期治療が推進される。それにより、乳がんに関連する死亡者数の減少が見込まれる。 </td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="370 1525 1461 1688"> <tr> <td data-bbox="370 1525 1461 1688"> 本事業は、乳がん用マンモコイルを整備しようとするがん診療連携拠点病院に対して、直接国庫補助を行い、機器整備を促進するものであり、精密検査による乳がんの早期発見に関する海外の調査では、他の精密検査よりも、マンモコイルを使用した精密検査の方が効果的であるというものもあり、精密検査において乳がんの早期発見を図るに当たり効率的である。 </td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:1,110百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) がん対策基本法において、国は、がん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずること及び適切ながん医療を受けることができるよう、医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずることとされている。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 本事業を国が行うことにより、全国的に乳がん検診の精密検査の診断精度の向上を図ることが可能となる。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) 本事業が補助対象とするがん診療連携拠点病院は、民間立の病院もある。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	本事業により、乳がん用マンモコイルを所有する病院が増加し、乳がん検診の診断精度が向上し、乳がんの早期発見・早期治療が推進される。それにより、乳がんに関連する死亡者数の減少が見込まれる。	本事業は、乳がん用マンモコイルを整備しようとするがん診療連携拠点病院に対して、直接国庫補助を行い、機器整備を促進するものであり、精密検査による乳がんの早期発見に関する海外の調査では、他の精密検査よりも、マンモコイルを使用した精密検査の方が効果的であるというものもあり、精密検査において乳がんの早期発見を図るに当たり効率的である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) がん対策基本法において、国は、がん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずること及び適切ながん医療を受けることができるよう、医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずることとされている。																																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 本事業を国が行うことにより、全国的に乳がん検診の精密検査の診断精度の向上を図ることが可能となる。																																				
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																																		
(理由) 本事業が補助対象とするがん診療連携拠点病院は、民間立の病院もある。																																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																		
(有の場合の整理の考え方)																																				
事業の有効性	本事業により、乳がん用マンモコイルを所有する病院が増加し、乳がん検診の診断精度が向上し、乳がんの早期発見・早期治療が推進される。それにより、乳がんに関連する死亡者数の減少が見込まれる。																																			
本事業は、乳がん用マンモコイルを整備しようとするがん診療連携拠点病院に対して、直接国庫補助を行い、機器整備を促進するものであり、精密検査による乳がんの早期発見に関する海外の調査では、他の精密検査よりも、マンモコイルを使用した精密検査の方が効果的であるというものもあり、精密検査において乳がんの早期発見を図るに当たり効率的である。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	乳がんが発見された者のうち早期がんであった者の数 (調査名・資料出所、備考)	精密検査の診断精度の向上により、乳がんの早期発見がより可能となる。
<ul style="list-style-type: none"> 指標を平成20年度より地域保健・老人保健事業報告（大臣官房統計情報部調べ）に追加する予定。（がん検診については、平成20年度より、健康増進法に基づく事業となるため、報告の名称は変更される予定。） 		
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	がん診療連携拠点病院のマンモコイルの整備台数 (調査名・資料出所、備考)	本事業により、がん診療連携拠点病院におけるマンモコイルの整備が促進される。
<ul style="list-style-type: none"> がん診療連携拠点病院に整備状況を確認する。（健康局がん対策推進室調べ） 		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）

平成19年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：労働基準局安全衛生部労働衛生課

事業名	メンタルヘルスの専門相談機関等事業場外資源の紹介体制の強化																																																	
政策体系上の位置付け	基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標 2 安全・安心な職場づくりを推進すること 施策目標 2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること																																																	
事業の概要	各都道府県単位で保健師、カウンセラー等がコーディネーターとして常駐する「メンタルヘルス対策支援センター（仮称）」を設置し、専門相談機関等事業場外資源を登録し、事業者や労働者からの相談に応じ、相談内容に対応する質の高い事業場外資源を紹介する。また、専門相談機関の相談対応能力の向上支援にも対応する。																																																	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 民間部門の活動による場合、地域間でサービスに差の生じる可能性があること、また、民間の相談機関に対する評価において、中立性を担保する観点から、行政機関による調整が必要となる。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">無</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業を取り組む必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) メンタルヘルス対策に係る十分なノウハウを有し、各地域において適確な事業場外資源を紹介できる全国組織を有する団体に委託することができる。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td style="text-align: center;">無</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方) なし。</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業の有効性</td> <td>事業者等がニーズに応じた最適な相談対応等の支援を受けることができ、事業場におけるメンタルヘルス対策の効果的かつ効率的な実施が期待され、これにより労働者のメンタルヘルス対策及びそれに付随した労働者の自殺予防が図られることが期待できることから、有効であると評価できる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>本事業の実施により、事業者等がニーズに応じた最適な支援を受けることができること、また、都道府県単位に窓口を設けることにより、地域の実情に応じた効率的な取組を図るものであることから、効率的であると評価できる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:145百万円)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">アウトプット指標</th> <th style="width: 50%;">本事業と指標の関連についての説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>事業の活用により事業場外資源を活用してメンタルヘルス対策に取り組む事業場数(単位:事業場)</td> <td>当該事業を利用した事業場に対し、一定期間経過後に実施するアンケート調査の結果により、メンタルヘルス対策の推進状況を測る。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>「メンタルヘルス対策支援センター(仮称)」への相談件数(単位:件)</td> <td>当該事業を利用した事業者や労働者の件数。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(調査名・資料出所、備考) ・指標1、2は、「メンタルヘルス対策支援センター(仮称)」の調査による。</td> </tr> </tbody> </table>			行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他	(理由) 民間部門の活動による場合、地域間でサービスに差の生じる可能性があること、また、民間の相談機関に対する評価において、中立性を担保する観点から、行政機関による調整が必要となる。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他	(理由) 全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業を取り組む必要がある。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/>	否		(理由) メンタルヘルス対策に係る十分なノウハウを有し、各地域において適確な事業場外資源を紹介できる全国組織を有する団体に委託することができる。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	(有の場合の整理の考え方) なし。				事業の有効性	事業者等がニーズに応じた最適な相談対応等の支援を受けることができ、事業場におけるメンタルヘルス対策の効果的かつ効率的な実施が期待され、これにより労働者のメンタルヘルス対策及びそれに付随した労働者の自殺予防が図られることが期待できることから、有効であると評価できる。	本事業の実施により、事業者等がニーズに応じた最適な支援を受けることができること、また、都道府県単位に窓口を設けることにより、地域の実情に応じた効率的な取組を図るものであることから、効率的であると評価できる。		アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明	1	事業の活用により事業場外資源を活用してメンタルヘルス対策に取り組む事業場数(単位:事業場)	当該事業を利用した事業場に対し、一定期間経過後に実施するアンケート調査の結果により、メンタルヘルス対策の推進状況を測る。	2	「メンタルヘルス対策支援センター(仮称)」への相談件数(単位:件)	当該事業を利用した事業者や労働者の件数。	(調査名・資料出所、備考) ・指標1、2は、「メンタルヘルス対策支援センター(仮称)」の調査による。		
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他																																															
(理由) 民間部門の活動による場合、地域間でサービスに差の生じる可能性があること、また、民間の相談機関に対する評価において、中立性を担保する観点から、行政機関による調整が必要となる。																																																		
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他																																															
(理由) 全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業を取り組む必要がある。																																																		
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/>	否																																																
(理由) メンタルヘルス対策に係る十分なノウハウを有し、各地域において適確な事業場外資源を紹介できる全国組織を有する団体に委託することができる。																																																		
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無																																															
(有の場合の整理の考え方) なし。																																																		
事業の有効性	事業者等がニーズに応じた最適な相談対応等の支援を受けることができ、事業場におけるメンタルヘルス対策の効果的かつ効率的な実施が期待され、これにより労働者のメンタルヘルス対策及びそれに付随した労働者の自殺予防が図られることが期待できることから、有効であると評価できる。																																																	
本事業の実施により、事業者等がニーズに応じた最適な支援を受けることができること、また、都道府県単位に窓口を設けることにより、地域の実情に応じた効率的な取組を図るものであることから、効率的であると評価できる。																																																		
	アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明																																																
1	事業の活用により事業場外資源を活用してメンタルヘルス対策に取り組む事業場数(単位:事業場)	当該事業を利用した事業場に対し、一定期間経過後に実施するアンケート調査の結果により、メンタルヘルス対策の推進状況を測る。																																																
2	「メンタルヘルス対策支援センター(仮称)」への相談件数(単位:件)	当該事業を利用した事業者や労働者の件数。																																																
(調査名・資料出所、備考) ・指標1、2は、「メンタルヘルス対策支援センター(仮称)」の調査による。																																																		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																															

平成19年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：労働基準局安全衛生部労働衛生課

事業名	小規模事業場に従事する労働者に対する面接指導専用窓口の開設																																																				
政策体系上の位置付け	基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること 施策目標2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること																																																				
事業の概要	地域産業保健センターに、医師による労働者に対する面接指導のための専用相談窓口を開設し、小規模事業場の求めに応じ、面接指導の実施及び過重労働による健康障害防止のための労働者の健康管理に係る必要な指導を行う。																																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><small>(理由)</small> 産業医の選任義務のない小規模事業場においては、産業医の選任義務が無い上に、財政基盤が脆弱であるため、適確な取組が期待しにくいことから、行政が関与して面接指導専用窓口を開設する等の支援が必要となる。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><small>(理由)</small> 全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業を取り組む必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>可</td> <td style="text-align: center;">否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"><small>(理由)</small> 地域産業保健センター事業については、公募により民間事業者に委託し実施している。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"><small>(有の場合の整理の考え方)</small> なし。</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">事業の有効性</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">産業医の選任義務の無い小規模事業場の労働者に対しても、医師による面接指導等健康管理の適確な実施が図られることが期待され、より多くの労働者の健康が確保されると評価できる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">現在、全国347か所に設置されている地域産業保健センターに窓口を設けることにより、事業の周知、事業場の把握等について効率的な実施が図られるものと評価できる。</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:108百万円)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">アウトカム指標</th> <th style="width: 85%;">本事業と指標の関連についての説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 脳・心臓疾患の労災認定件数(単位:件)</td> <td>医師による労働者に対する面接指導等長時間労働者の健康管理の適確な実施により、過重労働による健康障害の防止の効果を評価するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><small>(調査名・資料出所、備考)</small> ・指標1は、厚生労働省の「脳・心臓疾患に係る労災補償状況」による。</td> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">アウトプット指標</th> <th style="width: 85%;">本事業と指標の関連についての説明</th> </tr> <tr> <td>1 地域産業保健センターにおける面接指導の利用者数(単位:人)</td> <td>当該事業の利用者を計上することで得られる指標。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><small>(調査名・資料出所、備考)</small> ・指標1は、地方労働局からの地域産業保健センター事業実施報告書による。</td> </tr> </tbody> </table>			行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	その他	<small>(理由)</small> 産業医の選任義務のない小規模事業場においては、産業医の選任義務が無い上に、財政基盤が脆弱であるため、適確な取組が期待しにくいことから、行政が関与して面接指導専用窓口を開設する等の支援が必要となる。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	その他	<small>(理由)</small> 全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業を取り組む必要がある。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	否		<small>(理由)</small> 地域産業保健センター事業については、公募により民間事業者に委託し実施している。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<small>(有の場合の整理の考え方)</small> なし。				事業の有効性		産業医の選任義務の無い小規模事業場の労働者に対しても、医師による面接指導等健康管理の適確な実施が図られることが期待され、より多くの労働者の健康が確保されると評価できる。		現在、全国347か所に設置されている地域産業保健センターに窓口を設けることにより、事業の周知、事業場の把握等について効率的な実施が図られるものと評価できる。		アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明	1 脳・心臓疾患の労災認定件数(単位:件)	医師による労働者に対する面接指導等長時間労働者の健康管理の適確な実施により、過重労働による健康障害の防止の効果を評価するもの	<small>(調査名・資料出所、備考)</small> ・指標1は、厚生労働省の「脳・心臓疾患に係る労災補償状況」による。		アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明	1 地域産業保健センターにおける面接指導の利用者数(単位:人)	当該事業の利用者を計上することで得られる指標。	<small>(調査名・資料出所、備考)</small> ・指標1は、地方労働局からの地域産業保健センター事業実施報告書による。	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	その他																																																		
<small>(理由)</small> 産業医の選任義務のない小規模事業場においては、産業医の選任義務が無い上に、財政基盤が脆弱であるため、適確な取組が期待しにくいことから、行政が関与して面接指導専用窓口を開設する等の支援が必要となる。																																																					
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	その他																																																		
<small>(理由)</small> 全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業を取り組む必要がある。																																																					
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	否																																																			
<small>(理由)</small> 地域産業保健センター事業については、公募により民間事業者に委託し実施している。																																																					
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																																			
<small>(有の場合の整理の考え方)</small> なし。																																																					
事業の有効性																																																					
産業医の選任義務の無い小規模事業場の労働者に対しても、医師による面接指導等健康管理の適確な実施が図られることが期待され、より多くの労働者の健康が確保されると評価できる。																																																					
現在、全国347か所に設置されている地域産業保健センターに窓口を設けることにより、事業の周知、事業場の把握等について効率的な実施が図られるものと評価できる。																																																					
アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明																																																				
1 脳・心臓疾患の労災認定件数(単位:件)	医師による労働者に対する面接指導等長時間労働者の健康管理の適確な実施により、過重労働による健康障害の防止の効果を評価するもの																																																				
<small>(調査名・資料出所、備考)</small> ・指標1は、厚生労働省の「脳・心臓疾患に係る労災補償状況」による。																																																					
アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明																																																				
1 地域産業保健センターにおける面接指導の利用者数(単位:人)	当該事業の利用者を計上することで得られる指標。																																																				
<small>(調査名・資料出所、備考)</small> ・指標1は、地方労働局からの地域産業保健センター事業実施報告書による。																																																					
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																		

平成19年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：労働基準局勤労者生活部企画課

事業名	ワークライフバランス推進事業																																				
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること</p> <p>施策目標4 勤労者生活の充実を図ること</p> <p>施策目標4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること</p>																																				
事業の概要	<p>(1) 中央における取組</p> <p>①「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」の設置 「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定。以下「基本方針2007」という。）に示された「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「働き方を変える、日本を変える行動指針」の策定とともに、我が国を代表する社会的影響力のある企業がワーク・ライフ・バランスに率先して取り組むことについての合意形成を図る。</p> <p>②先進的モデル事業（全国版）の実施 業種ごとに選定された企業（10企業）がアクションプログラムを策定し、コンサルタントの援助を得ながら、ワークライフバランスを達成する。</p> <p>(2) 地方における取組</p> <p>①「ワークライフバランス推進会議」の設置 労使、地方公共団体、マスコミ、有識者による会議を設置し、以下を検討、実施する。 ・地域の特性を踏まえた提言の策定・公表 ・地域における実態調査の実施 ・「行動指針」を踏まえた地域目標の設定・周知</p> <p>②支援事業の実施 地域目標達成のため、先進的モデル事業（地方版）、診断サービス事業、好事例の収集・提供等、各種支援事業を実施する。</p> <p>(3) ワークライフバランスキャンペーンの実施 ワークライフバランスシンポジウム、ワークライフバランスセミナーの開催等により、社会的気運の醸成を図る。</p>																																				
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><small>(理由)</small> ワークライフバランス推進に向けた社会的気運の醸成を図るためには、ワークライフバランスに係る国民の理解を図ることが必要であり、官民が一体となった総合的な取組を行うことが不可欠であるが、民間に委ねるのみでは官民が一体となった総合的な取組の実現は困難であるため、行政の関与が必要である。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4"><small>(理由)</small> ワークライフバランスの実現は、政府全体として取り組むべき問題であり、基本方針2007にもその旨が明記されているところである。また、当該事業は、ワークライフバランスに係る国全体の社会的気運の醸成を図るものであることから、国として率先して取り組む必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>可</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"><small>(理由)</small> 本事業の一部は、民間団体にその実施を委託することとしている。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4"><small>(有の場合の整理の考え方)</small> なし。</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業の有効性</td> <td>ワークライフバランスの推進のための社会的気運の醸成を図るためには、周知・啓発のみならず、社会的影響力のある企業による取組とその周知が重要である。本事業は、中央及び地方において企業の積極的な取組を促進するものであり、漸次他の企業等への波及効果が期待できることから、有効であると評価できる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業の効率性</td> <td>本事業については、一部の実施を民間団体に委託するなど、効率化を図る。また、ワークライフバランス推進のための社会的気運の醸成を図るためには、全国一律の取組だけではなく、地域の実情等を勘案する必要があることから、都道府県等の地域単位での取組も併せて行うことにより、投入した費用に対し十分な効果が期待できる取組を行う。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:1,206百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	<small>(理由)</small> ワークライフバランス推進に向けた社会的気運の醸成を図るためには、ワークライフバランスに係る国民の理解を図ることが必要であり、官民が一体となった総合的な取組を行うことが不可欠であるが、民間に委ねるのみでは官民が一体となった総合的な取組の実現は困難であるため、行政の関与が必要である。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	<small>(理由)</small> ワークライフバランスの実現は、政府全体として取り組むべき問題であり、基本方針2007にもその旨が明記されているところである。また、当該事業は、ワークライフバランスに係る国全体の社会的気運の醸成を図るものであることから、国として率先して取り組む必要がある。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		<small>(理由)</small> 本事業の一部は、民間団体にその実施を委託することとしている。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<small>(有の場合の整理の考え方)</small> なし。				事業の有効性	ワークライフバランスの推進のための社会的気運の醸成を図るためには、周知・啓発のみならず、社会的影響力のある企業による取組とその周知が重要である。本事業は、中央及び地方において企業の積極的な取組を促進するものであり、漸次他の企業等への波及効果が期待できることから、有効であると評価できる。	事業の効率性	本事業については、一部の実施を民間団体に委託するなど、効率化を図る。また、ワークライフバランス推進のための社会的気運の醸成を図るためには、全国一律の取組だけではなく、地域の実情等を勘案する必要があることから、都道府県等の地域単位での取組も併せて行うことにより、投入した費用に対し十分な効果が期待できる取組を行う。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																		
<small>(理由)</small> ワークライフバランス推進に向けた社会的気運の醸成を図るためには、ワークライフバランスに係る国民の理解を図ることが必要であり、官民が一体となった総合的な取組を行うことが不可欠であるが、民間に委ねるのみでは官民が一体となった総合的な取組の実現は困難であるため、行政の関与が必要である。																																					
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																		
<small>(理由)</small> ワークライフバランスの実現は、政府全体として取り組むべき問題であり、基本方針2007にもその旨が明記されているところである。また、当該事業は、ワークライフバランスに係る国全体の社会的気運の醸成を図るものであることから、国として率先して取り組む必要がある。																																					
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																																			
<small>(理由)</small> 本事業の一部は、民間団体にその実施を委託することとしている。																																					
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																			
<small>(有の場合の整理の考え方)</small> なし。																																					
事業の有効性	ワークライフバランスの推進のための社会的気運の醸成を図るためには、周知・啓発のみならず、社会的影響力のある企業による取組とその周知が重要である。本事業は、中央及び地方において企業の積極的な取組を促進するものであり、漸次他の企業等への波及効果が期待できることから、有効であると評価できる。																																				
事業の効率性	本事業については、一部の実施を民間団体に委託するなど、効率化を図る。また、ワークライフバランス推進のための社会的気運の醸成を図るためには、全国一律の取組だけではなく、地域の実情等を勘案する必要があることから、都道府県等の地域単位での取組も併せて行うことにより、投入した費用に対し十分な効果が期待できる取組を行う。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	「余暇と余暇生活」、「家族」、「地域生活」をより重要と考える人の率 (単位：%)	ワークライフバランスの推進に向けた気運が醸成されれば、左記事項をより重要と考える国民が増加するものと考えられる。
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、内閣府国民生活局の「国民生活選考度調査」による。		
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	ワークライフバランスシンポジウムの参加者数 (単位：人)	シンポジウムへの参加によるワークライフバランスの理解者を増加させることにより、ワークライフバランス推進のための気運の醸成という目標を達成する。
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、民間団体からの報告に基づく。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:職業安定局雇用開発課

事業名	中小企業雇用安定化奨励金																																													
政策体系上の位置付け	基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること 施策目標2-1 地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること																																													
事業の概要	有期契約労働者の希望により正社員に移行することができる制度を新たに就業規則等で定め、かつ、当該制度を活用した労働者が発生した事業主に対し奨励金を支給する。																																													
施策に関する 評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="347 674 1426 1140"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) (理由)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">有期契約労働者の希望により正社員へ円滑に移行するためには、行政が行う雇用管理に係る指導・援助と相まって必要な支援に取り組むことが効果的であると考えられることから、行政が積極的に関与し、取り組む必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) (理由)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">本事業は、国において行う各種支援事業と密接に連携しながら、全国的に取り組むことが有効であると考えられることから、国が直接取り組む必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否 (理由)</td> <td>可</td> <td>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">国が行う雇用管理に係る指導等と併せて支給業務を行う必要があることから、民営化や外部委託を行うことはできない。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td>有</td> <td>無</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="347 1189 1426 1294"> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>制度の導入が進むことに伴い、正社員への移行を希望する有期契約労働者の正社員化が進展し、有期契約労働者であった者の雇用の安定が図られる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="347 1344 1426 1449"> <tr> <td>有期契約労働者が正社員へ移行することが可能となる制度を定めていない中小企業事業主において、当該奨励金の創設により、ある程度の拘束力をもつ就業規則等にこれらの制度を規定することにより、効率的に有期契約労働者から正社員への移行が図られる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:395百万円)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="376 1646 1426 1980"> <thead> <tr> <th>アウトカム指標</th> <th>本事業と指標の関連についての説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 有期契約労働者の占める割合</td> <td>本奨励金の支給事業所において有期契約労働者が正社員へ移行された事による有期契約労働者の割合の減少</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調査名・資料出所、備考) 指標1は、職業安定局調べによる。</td> </tr> <tr> <th>アウトプット指標</th> <th>本事業と指標の関連についての説明</th> </tr> <tr> <td>1 支給決定件数</td> <td>有期雇用から正社員への転換制度を導入し、実際に転換者が発生した事による本奨励金の支給件数</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調査名・資料出所、備考) 指標1は、職業安定局調べによる。</td> </tr> </tbody> </table>			行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) (理由)	有	無	その他	有期契約労働者の希望により正社員へ円滑に移行するためには、行政が行う雇用管理に係る指導・援助と相まって必要な支援に取り組むことが効果的であると考えられることから、行政が積極的に関与し、取り組む必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) (理由)	有	無	その他	本事業は、国において行う各種支援事業と密接に連携しながら、全国的に取り組むことが有効であると考えられることから、国が直接取り組む必要がある。				民営化や外部委託の可否 (理由)	可	否		国が行う雇用管理に係る指導等と併せて支給業務を行う必要があることから、民営化や外部委託を行うことはできない。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	有	無		事業の有効性	制度の導入が進むことに伴い、正社員への移行を希望する有期契約労働者の正社員化が進展し、有期契約労働者であった者の雇用の安定が図られる。	有期契約労働者が正社員へ移行することが可能となる制度を定めていない中小企業事業主において、当該奨励金の創設により、ある程度の拘束力をもつ就業規則等にこれらの制度を規定することにより、効率的に有期契約労働者から正社員への移行が図られる。	アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明	1 有期契約労働者の占める割合	本奨励金の支給事業所において有期契約労働者が正社員へ移行された事による有期契約労働者の割合の減少	(調査名・資料出所、備考) 指標1は、職業安定局調べによる。		アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明	1 支給決定件数	有期雇用から正社員への転換制度を導入し、実際に転換者が発生した事による本奨励金の支給件数	(調査名・資料出所、備考) 指標1は、職業安定局調べによる。	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) (理由)	有	無	その他																																											
有期契約労働者の希望により正社員へ円滑に移行するためには、行政が行う雇用管理に係る指導・援助と相まって必要な支援に取り組むことが効果的であると考えられることから、行政が積極的に関与し、取り組む必要がある。																																														
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) (理由)	有	無	その他																																											
本事業は、国において行う各種支援事業と密接に連携しながら、全国的に取り組むことが有効であると考えられることから、国が直接取り組む必要がある。																																														
民営化や外部委託の可否 (理由)	可	否																																												
国が行う雇用管理に係る指導等と併せて支給業務を行う必要があることから、民営化や外部委託を行うことはできない。																																														
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	有	無																																												
事業の有効性																																														
制度の導入が進むことに伴い、正社員への移行を希望する有期契約労働者の正社員化が進展し、有期契約労働者であった者の雇用の安定が図られる。																																														
有期契約労働者が正社員へ移行することが可能となる制度を定めていない中小企業事業主において、当該奨励金の創設により、ある程度の拘束力をもつ就業規則等にこれらの制度を規定することにより、効率的に有期契約労働者から正社員への移行が図られる。																																														
アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明																																													
1 有期契約労働者の占める割合	本奨励金の支給事業所において有期契約労働者が正社員へ移行された事による有期契約労働者の割合の減少																																													
(調査名・資料出所、備考) 指標1は、職業安定局調べによる。																																														
アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明																																													
1 支給決定件数	有期雇用から正社員への転換制度を導入し、実際に転換者が発生した事による本奨励金の支給件数																																													
(調査名・資料出所、備考) 指標1は、職業安定局調べによる。																																														
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																											

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:職業安定局若年者雇用対策室

事業名	若年者の応募機会の拡大等についての事業主等に対する周知・啓発、相談等																																			
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>																																			
事業の概要	<p>(1) 若年者の応募機会の拡大等に係る事業主等に対する周知、広報</p> <p>①企業等からの好事例の収集に係る調査研究 若年者の募集・採用及び職場定着・順応の両局面において、企業等を対象にした好事例等について、民間調査研究機関等に委託し、収集・分析等を行う。</p> <p>②事業主向けパンフレット、ポスター等の作成 若年者の応募機会の拡大等に係る指針の内容等について、事業主向けパンフレット、ポスターを作成する。</p> <p>(2) 事業主等からの若年者の応募機会の拡大等に係る相談体制の整備 若年者の応募機会の拡大等について、事業主等の理解を促進するとともに、事業主等からの相談に応じるため、若年者雇用アドバイザーを設置し、上記で得られたノウハウ、パンフレット等を活用し、若年者の応募機会の拡大等のための支援を行う。</p>																																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="347 1061 1444 1579"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>可</td> <td><input type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 企業等からの好事例の収集に係る調査研究については、民間調査研究機関等のノウハウを活用し、適切な団体に委託して実施することとしている。 若年者雇用アドバイザーについては、若年者問題に精通した専門的・実務的能力を有する者等への委嘱により実施することとしている。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input type="checkbox"/>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="347 1630 1444 1758"> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、事業主等に対する周知・啓発、助言等の取組を実施することは、事業主の理解や取組を促し、若年者の応募機会の拡大等を促進する上で有効な手段である。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="347 1809 1444 1937"> <tr> <td>企業等からの好事例の収集に係る調査研究で得られたノウハウ、パンフレット等を活用し、若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、若年者の応募機会の拡大等のための条件整備に伴う阻害要因を発見・整理し、企業の実情に応じた解決のための手順・方法等具体的課題について相談に応じ、助言することは、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:192百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) 企業等からの好事例の収集に係る調査研究については、民間調査研究機関等のノウハウを活用し、適切な団体に委託して実施することとしている。 若年者雇用アドバイザーについては、若年者問題に精通した専門的・実務的能力を有する者等への委嘱により実施することとしている。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、事業主等に対する周知・啓発、助言等の取組を実施することは、事業主の理解や取組を促し、若年者の応募機会の拡大等を促進する上で有効な手段である。	企業等からの好事例の収集に係る調査研究で得られたノウハウ、パンフレット等を活用し、若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、若年者の応募機会の拡大等のための条件整備に伴う阻害要因を発見・整理し、企業の実情に応じた解決のための手順・方法等具体的課題について相談に応じ、助言することは、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。																																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。																																				
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																																		
(理由) 企業等からの好事例の収集に係る調査研究については、民間調査研究機関等のノウハウを活用し、適切な団体に委託して実施することとしている。 若年者雇用アドバイザーについては、若年者問題に精通した専門的・実務的能力を有する者等への委嘱により実施することとしている。																																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																		
(有の場合の整理の考え方)																																				
事業の有効性																																				
若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、事業主等に対する周知・啓発、助言等の取組を実施することは、事業主の理解や取組を促し、若年者の応募機会の拡大等を促進する上で有効な手段である。																																				
企業等からの好事例の収集に係る調査研究で得られたノウハウ、パンフレット等を活用し、若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、若年者の応募機会の拡大等のための条件整備に伴う阻害要因を発見・整理し、企業の実情に応じた解決のための手順・方法等具体的課題について相談に応じ、助言することは、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	若年者雇用アドバイザーの相談助言活動を行った事業所のうち、新たに若年者の応募機会の拡大の措置を行った事業所の割合	若年者雇用アドバイザーが相談助言活動を行った事業所のうち、新たに通年採用の導入等「青少年の応募機会の拡大に関する指針」に掲げる若年者の応募機会の拡大の措置を行った事業所の割合により事業効果を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。		
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	若年者雇用アドバイザーが相談助言活動を行った件数	若年者雇用アドバイザーが相談助言活動を行った件数により、当該事業の実施状況を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	「長期デフレ等による就職難、経済的困窮等からの再チャレンジ：フリーターの常用雇用化やニートの職業的自立を促進するとともに、多重債務者や事業に失敗した人などが再チャレンジできるよう支援する。」

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課

事業名	地域団塊世代雇用支援事業																																																			
政策体系上の位置付け	基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること																																																			
事業の概要	平成18年度から改正高齢法に基づく高年齢者雇用確保措置を講じることが事業主に義務づけられた。平成18年度の高年齢者雇用状況報告によると、確保措置を導入した企業のうち86%が継続雇用制度を導入しており、このうち希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は39%となっている。このため、これらの継続雇用の対象基準を満たさないことから定年により離職を余儀なくされる者を含む年金支給開始年齢前に定年退職する求職者等、意欲と能力を有する団塊世代の高齢者に対する再就職支援として、①キャリアコンサルティングの実施、②求職活動支援書の効果的な活用への取組、③就職面接会の開催、④再就職のためのセミナーの開催、⑤業種(職種)転換等新たな分野へチャレンジする者とその成功者等の交流会の開催等を事業主団体に委託する。																																																			
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="357 835 1434 1249"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">本事業は、団塊世代の雇用機会の確保に向け求人開拓及び面接会の開催等を実施するものであり、年金支給開始年齢前に定年退職する求職者等に対するセーフティネットを担う一面を持ち高い公益性を有することから、行政が関与する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">本事業は、団塊世代の雇用機会の確保という全国的な課題に対する事業であり、国において全国的に実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>可</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">本事業は、団塊世代の雇用機会の確保に向けて高い意欲を有する事業主団体等への委託を中心として実施するものである。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>(有の場合の整理の考え方)</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="357 1301 1434 1379"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>本事業の実施により、団塊世代の雇用機会の確保への一層の支援が可能になり、団塊世代の再就職が一層促進される。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="357 1424 1434 1480"> <tr> <td>本事業は、上記のように高い事業効果をあげることが期待される事業主団体への委託により実施するものであり、手段として適正である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:814百万円)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="368 1709 1425 1991"> <tr> <td>アウトカム指標</td> <td>本事業と指標の関連についての説明</td> </tr> <tr> <td>1 就職率</td> <td>本事業による支援を受けた者の就職率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調査名・資料出所、備考) 指標1は、委託先団体からの報告を労働局にて集計(職業安定局調べによる)</td> </tr> <tr> <td>アウトプット指標</td> <td>本事業と指標の関連についての説明</td> </tr> <tr> <td>1 面接開催回数</td> <td>面接会を開催した回数</td> </tr> <tr> <td>2 セミナー開催回数</td> <td>高齢者に対するセミナーを開催した回数</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調査名・資料出所、備考) 指標1, 2ともに、委託先団体からの報告を労働局にて集計(職業安定局調べによる)</td> </tr> </table>			行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他	(理由)	本事業は、団塊世代の雇用機会の確保に向け求人開拓及び面接会の開催等を実施するものであり、年金支給開始年齢前に定年退職する求職者等に対するセーフティネットを担う一面を持ち高い公益性を有することから、行政が関与する必要がある。			国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他	(理由)	本事業は、団塊世代の雇用機会の確保という全国的な課題に対する事業であり、国において全国的に実施する必要がある。			民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/>	可	否	(理由)	本事業は、団塊世代の雇用機会の確保に向けて高い意欲を有する事業主団体等への委託を中心として実施するものである。			他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無	(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	本事業の実施により、団塊世代の雇用機会の確保への一層の支援が可能になり、団塊世代の再就職が一層促進される。	本事業は、上記のように高い事業効果をあげることが期待される事業主団体への委託により実施するものであり、手段として適正である。	アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明	1 就職率	本事業による支援を受けた者の就職率	(調査名・資料出所、備考) 指標1は、委託先団体からの報告を労働局にて集計(職業安定局調べによる)		アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明	1 面接開催回数	面接会を開催した回数	2 セミナー開催回数	高齢者に対するセミナーを開催した回数	(調査名・資料出所、備考) 指標1, 2ともに、委託先団体からの報告を労働局にて集計(職業安定局調べによる)	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他																																																	
(理由)	本事業は、団塊世代の雇用機会の確保に向け求人開拓及び面接会の開催等を実施するものであり、年金支給開始年齢前に定年退職する求職者等に対するセーフティネットを担う一面を持ち高い公益性を有することから、行政が関与する必要がある。																																																			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他																																																	
(理由)	本事業は、団塊世代の雇用機会の確保という全国的な課題に対する事業であり、国において全国的に実施する必要がある。																																																			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/>	可	否																																																	
(理由)	本事業は、団塊世代の雇用機会の確保に向けて高い意欲を有する事業主団体等への委託を中心として実施するものである。																																																			
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無																																																	
(有の場合の整理の考え方)																																																				
事業の有効性	本事業の実施により、団塊世代の雇用機会の確保への一層の支援が可能になり、団塊世代の再就職が一層促進される。																																																			
本事業は、上記のように高い事業効果をあげることが期待される事業主団体への委託により実施するものであり、手段として適正である。																																																				
アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明																																																			
1 就職率	本事業による支援を受けた者の就職率																																																			
(調査名・資料出所、備考) 指標1は、委託先団体からの報告を労働局にて集計(職業安定局調べによる)																																																				
アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明																																																			
1 面接開催回数	面接会を開催した回数																																																			
2 セミナー開催回数	高齢者に対するセミナーを開催した回数																																																			
(調査名・資料出所、備考) 指標1, 2ともに、委託先団体からの報告を労働局にて集計(職業安定局調べによる)																																																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																	

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課

事業名	精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化																																			
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>																																			
事業の概要	<p>1. 精神障害者は就業が可能であっても、直ちには雇用率や雇用保険被保険者の適用となる常用で週20時間以上働くことが困難な者が多いこと、事業主側にとっては一定程度の期間をかけて精神障害者の特性を理解する必要があることから、精神障害者の障害特性に応じた支援策として、20時間未満の短時間就業から始め、1年間程度かけて20時間以上の就業を目指すことのできる雇用奨励金(ステップアップ雇用奨励金:仮称)を創設する。さらに、数人の障害者がお互いに支え合いながら働くグループ雇用を奨励するために、事業主が「ステップアップ雇用奨励金」を利用する障害者をグループで雇用し、かつ、担当の支援員を配置して障害者に援助を行う場合は、奨励金の加算を行う。</p> <p>2. ハローワークにおいて増加している精神障害者の求職者に対応するため、障害特性を十分理解しながら求職活動や職場定着を支援するため、精神障害者の精神症状に応じたカウンセリングを行う精神障害者就職サポーター(仮称)を配置する。</p>																																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="347 1025 1444 1547"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 平成18年の改正障害者雇用促進法の施行により、精神障害者が実雇用率に算定可能となったが、雇用精神障害者数(カウント数)が2,000人弱にとどまっております。雇用が促進されたとは言えない。本事業は改正障害法に基づき更なる精神障害者の雇用促進を図るためのものであり、公益性が高いことから、行政の関与が不可欠である。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 国が実施することとなっている職業紹介の一環として、ハローワークを中心として全国一律に行うものであり、国直轄で実施する必要があります。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input type="checkbox"/>可</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) ハローワークが行っている職業相談、職業紹介と一体的に行うことが雇用促進のために効率的かつ効果的であることから、民営化や外部委託は行うことはできない。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input type="checkbox"/>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="347 1599 1444 1756"> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>就職を希望する精神障害者に対して、自分の適性や症状に応じて短時間から就業を経験できるとともに、精神症状に配慮したカウンセリングを用いた就職支援を実施することにより、常用雇用への移行が見込まれる。また、事業所においても一定期間をかけて精神障害者の特性を理解することができ、精神障害者の常用雇用が促進される。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="347 1800 1444 1883"> <tr> <td>就職を希望する精神障害者が常用雇用になるためには、短時間から就業を経験し一定期間が必要であること、精神症状に配慮したカウンセリングが必要であること等の障害特性に配慮した雇用支援策であり、手段として適正である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:289,720百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 平成18年の改正障害者雇用促進法の施行により、精神障害者が実雇用率に算定可能となったが、雇用精神障害者数(カウント数)が2,000人弱にとどまっております。雇用が促進されたとは言えない。本事業は改正障害法に基づき更なる精神障害者の雇用促進を図るためのものであり、公益性が高いことから、行政の関与が不可欠である。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 国が実施することとなっている職業紹介の一環として、ハローワークを中心として全国一律に行うものであり、国直轄で実施する必要があります。				民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否		(理由) ハローワークが行っている職業相談、職業紹介と一体的に行うことが雇用促進のために効率的かつ効果的であることから、民営化や外部委託は行うことはできない。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	就職を希望する精神障害者に対して、自分の適性や症状に応じて短時間から就業を経験できるとともに、精神症状に配慮したカウンセリングを用いた就職支援を実施することにより、常用雇用への移行が見込まれる。また、事業所においても一定期間をかけて精神障害者の特性を理解することができ、精神障害者の常用雇用が促進される。	就職を希望する精神障害者が常用雇用になるためには、短時間から就業を経験し一定期間が必要であること、精神症状に配慮したカウンセリングが必要であること等の障害特性に配慮した雇用支援策であり、手段として適正である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 平成18年の改正障害者雇用促進法の施行により、精神障害者が実雇用率に算定可能となったが、雇用精神障害者数(カウント数)が2,000人弱にとどまっております。雇用が促進されたとは言えない。本事業は改正障害法に基づき更なる精神障害者の雇用促進を図るためのものであり、公益性が高いことから、行政の関与が不可欠である。																																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 国が実施することとなっている職業紹介の一環として、ハローワークを中心として全国一律に行うものであり、国直轄で実施する必要があります。																																				
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否																																		
(理由) ハローワークが行っている職業相談、職業紹介と一体的に行うことが雇用促進のために効率的かつ効果的であることから、民営化や外部委託は行うことはできない。																																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																		
(有の場合の整理の考え方)																																				
事業の有効性																																				
就職を希望する精神障害者に対して、自分の適性や症状に応じて短時間から就業を経験できるとともに、精神症状に配慮したカウンセリングを用いた就職支援を実施することにより、常用雇用への移行が見込まれる。また、事業所においても一定期間をかけて精神障害者の特性を理解することができ、精神障害者の常用雇用が促進される。																																				
就職を希望する精神障害者が常用雇用になるためには、短時間から就業を経験し一定期間が必要であること、精神症状に配慮したカウンセリングが必要であること等の障害特性に配慮した雇用支援策であり、手段として適正である。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	精神障害者ステップアップ雇用終了後の常用雇用移行率	ステップアップ雇用の利用により常用雇用への移行がどの程度促進されたか評価する。
2	精神障害者就職サポーターによる支援終了後、就職に向かう次の段階に移行した割合	精神障害者就職サポーターのカウンセリングによる支援終了後、より就職に向かう次の段階（職業紹介、職場実習、訓練、ステップアップ雇用、トライアル雇用等）に移行したか評価する。
(調査名・資料出所、備考) 指標 1, 2 ともに、労働局・ハローワークからの業務報告により把握（職業安定局調べによる）		
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	精神障害者ステップアップ雇用開始者数	精神障害者の求職者に対して、ニーズに応じた雇用支援が開始されたか評価する。
2	精神障害者就職サポーターによるカウンセリングの実施	カウンセリングによる支援が必要な精神障害者の求職者に対して、適切に支援が実施されたか評価する。
(調査名・資料出所、備考) 指標 1, 2 ともに、労働局・ハローワークからの業務報告により把握（職業安定局調べによる）		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:職業能力開発局育成支援課実習併用職業訓練推進室

事業名	「職業能力形成システム」(通称:「ジョブ・カード制度」)の構築
政策体系上の位置付け	<p>基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること</p> <p>施策目標1 労働市場インフラを充実すること</p> <p>施策目標1-1 労働市場のインフラを充実すること</p>
事業の概要	<p>職業能力を向上させようとしても機会に恵まれない者(フリーター、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等の就職困難者、新卒者など)を対象に、産業界・企業との密接な連携の下、座学と実習(OJT)を組み合わせた実践的な訓練(職業能力形成プログラム)を積極的に提供する。これとともに、この訓練が適切に行われたことについての評価の認定を行い、その内容やこれまでの職務経歴等をジョブ・カードとして取りまとめ、そのジョブ・カードを労働市場における求職活動に幅広く活用し、就労に結びつけるため「職業能力形成システム」を構築し、その普及促進を図るため、以下の事業を実施する。</p> <p>(1) 産業界が主導する推進体制の整備 職業能力形成システムの普及促進を図るため、中央及び地域にジョブ・カードセンターを設置し、広報・啓発及び活用促進事業を実施する。</p> <p>(2) 産業界・企業に受け入れられる実践的な訓練・職業能力評価のための基準づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ モデル評価シート(仮称)の開発等 産業界・企業に受け入れられる実践的な訓練・評価を可能とするため、業界団体の主体的参画の下、企業の求める人材能力要件を踏まえた「モデル評価シート(仮称)」を開発する。 <p>(3) 職業能力形成プログラムへの参加者の積極的な誘導と綿密なキャリア・コンサルティングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 職業能力形成プログラムへの誘導のための職場見学・体験講習の実施等 職業能力形成プログラムへの誘導を促すため、地域ジョブ・カードセンターにおいて職場見学や体験講習を実施する。 ○ 参加者に対するキャリア・コンサルティングの実施 ジョブカード交付希望者に対して、ハローワーク等において綿密なキャリア・コンサルティングを行い、ジョブ・カードを交付する。また、キャリア・コンサルタントに対しては、ジョブ・カードの記載方法・効果的な活用方法について講習を行う。 ○ 携帯サイトを活用した情報提供等の体制整備 キャリア・コンサルティング付き携帯サイトを開設し、教育訓練情報や求人情報等の提供を行い、職業能力形成システムへの誘導を図る。 <p>(4) 実践的な訓練・職業能力評価を通じた就労の実現と参加者・参加企業等に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「実践型人材養成システム」の普及・定着の促進 「実践型人材養成システム」(実習併用職業訓練)を普及・定着させるため、大企業が自らの教育訓練施設等を活用して中小下請企業の実践的な教育訓練を支援するモデル事業等を創設するとともに、訓練経費等の助成を拡充する。 ○ 新たな有期実習型訓練の創設と訓練実施企業に対する支援 雇用関係の下で実習と座学とを組み合わせた新たな有期実習型訓練を創設し、訓練や能力評価等に取り組む事業主に対して訓練経費等の助成措置を講ずる。 ○ 「日本版デュアルシステム」等の拡充 若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、「日本版デュアルシステム」等を拡充する。 ○ 母子家庭の母等や子育て終了後の女性等を対象とした新たな組み合わせ訓練の創設 母子家庭の母等や子育て終了後の女性等を対象とした事業主等の訓練ニーズを反映したカリキュラムによる新たな組み合わせ訓練を創設し、実践的な能力開発を実施する。 ○ 的確な評価を実施するための「評価者」の育成支援 職業能力評価に関する専門家を活用し、企業における「評価者」に対し、評価手法や「モデル評価シート(仮称)」の活用方法等の指導を行う。 ○ 職業能力形成プログラム参加者に対する生活資金の融資 職業訓練を受講しやすい環境の整備を行うため、職業能力形成プログラムの受講者に対し、職業訓練受講期間中の生活費の貸付を行う融資制度を構築する。

施策に関する 評価結果の概 要と達成すべ き目標等	【評価結果の概要】		
	(1) 必要性の評価		
	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他
	(理由) 当該事業は、平成19年6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」において定められている職業能力形成システム(通称:「ジョブ・カード」制度)として、フリーター等の職業能力を向上させようとしても、能力形成の機会に恵まれない人への支援として実施するものであり、公益性が高い事業である。		
	国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他
	(理由) 当該事業は、フリーター等、能力形成の機会に恵まれない者を対象としてしており、特定の地域に偏ることなく全国的見地から実施される必要があるため、国が行うべきものである。		
	民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
	(理由) 当該事業を実効あるものとするためには、何よりも産業界・企業の積極的・主体的な取組が不可欠であり、このため、積極的に民間部門を活用するものである。		
	他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
	(有の場合の整理の考え方)		
(2) 有効性の評価			
事業の有効性			
当該事業は、職業能力形成機会に恵まれない者を対象として、綿密なキャリア・コンサルティングに座学と企業実習を組み合わせる職業能力形成プログラムを提供し、訓練修了後に評価を行うものであり、これにより実践的な能力が身に付き、就職につながるが見込まれる。			
(3) 効率性の評価			
当該事業は、産業界・企業のニーズを反映した職業能力形成プログラムによる、座学と企業での実習を組み合わせる訓練であるため、就職に結びつく実践的な職業能力を得ることができ、雇用対策、職業能力開発施策として効率的な事業と言える。			
(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:19,951百万円(新規拡充部分:2,147百万円))			
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】			
アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明	
1	定着率 (%) 就職率 (%)	本事業とアウトカム指標の関連については、訓練の効果を表す指標を設定するものと考えられる。よって、「有期実習型訓練」については訓練を修了してどれだけの方が引き続き雇用されているかを表す定着率を指標とし、「委託型訓練」については訓練を修了してどれだけの方が就職したのかを表す就職率を指標とすることが適しているものと考えられる。	
職業能力形成システムの訓練受講者の受講修了後の就職(定着)率			
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明	
1	受講者数(人)	本事業とアウトプット指標の関連については、訓練の必要性を表す指標を設定するものと考えられる。よって、訓練をどれだけ必要としているのか(=どれだけ受講したのか)を表す受講者数が適しているものと考えられる。	
職業能力形成システムの訓練受講者			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	「フリーター等の就職困難者や新卒者に対し、協力企業等において職業能力形成プログラムを提供し、履修実績等を記載した「ジョブ・カード」を交付する。」

平成19年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：社会・援護局地域福祉課

事業名	地域日常生活自立支援事業																		
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること</p> <p>施策目標1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p> <p>施策目標1-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>																		
事業の概要	<p>生活保護の受給に至らないボーダーライン層からの相談に応じ、就労の支援などを盛り込んだ自立支援プランを作成する自立支援相談員を市町村に配置し、自立支援相談員が、そのプランにより、関係機関との調整、連携、橋渡しを行うとともに継続的な支援を行う。</p> <p>本事業をモデル的に実施する100市町村に対して補助を行う。</p>																		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="331 795 1455 840"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> </table> <p>(理由) 本事業は、生活保護の受給に至らないボーダーライン層に対して自立支援プランを作成し、自立支援策を講じるものであるが、民間機関においては現時点において、ボーダーライン層に対し自立支援プランを作成する等の知見やノウハウを有する機関は想定できない。 一方、生活保護の決定・実施をする市町村は、日頃より地域の生活保護受給者以外の低所得世帯等にも接し、必要に応じて支援を行っていることから、本事業の実施主体として適当である。 また、本事業は、個人の支援プランを作成する事業であるため、個人情報を取り扱うこととなるが、守秘義務の点においても市町村を実施主体することが適当である。</p> <table border="1" data-bbox="331 1108 1455 1153"> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> </table> <p>(理由) 生活保護の受給に至らないボーダーライン層に対する自立支援は、より地域社会に身近な市町村が実施するが、本事業がこれまでにない新たな取組であることから、財政面から国が支援する必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="331 1265 1455 1310"> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>可</td> <td><input type="checkbox"/>否</td> </tr> </table> <p>(理由) 本事業は、上記「行政関与の必要性の有無」の(理由)のとおり、市町村を実施主体(責任主体)とするものであるが、個人情報保護等に配慮した上で、適切な外部機関に委託することは可能である。</p> <table border="1" data-bbox="331 1400 1455 1444"> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td><input type="checkbox"/>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>無</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="331 1523 1455 1646"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>生活保護の受給に至らないボーダーライン層について自立支援策(自立支援プランの作成)を講じることにより、就業等による自立が見込まれ、生活保護の受給に至ることを未然に防止することについて有効である。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="331 1702 1455 1803"> <tr> <td>効率性</td> <td>本事業は、生活保護の受給に至らないボーダーライン層への支援であるが、生活保護の決定・実施を行う行政機関を同時に本事業の実施主体とすることは、本事業との連携・連絡にかかるコストを最小限に出来ることから効率的である。</td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の有効性	生活保護の受給に至らないボーダーライン層について自立支援策(自立支援プランの作成)を講じることにより、就業等による自立が見込まれ、生活保護の受給に至ることを未然に防止することについて有効である。	効率性	本事業は、生活保護の受給に至らないボーダーライン層への支援であるが、生活保護の決定・実施を行う行政機関を同時に本事業の実施主体とすることは、本事業との連携・連絡にかかるコストを最小限に出来ることから効率的である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																	
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																	
事業の有効性	生活保護の受給に至らないボーダーライン層について自立支援策(自立支援プランの作成)を講じることにより、就業等による自立が見込まれ、生活保護の受給に至ることを未然に防止することについて有効である。																		
効率性	本事業は、生活保護の受給に至らないボーダーライン層への支援であるが、生活保護の決定・実施を行う行政機関を同時に本事業の実施主体とすることは、本事業との連携・連絡にかかるコストを最小限に出来ることから効率的である。																		

(政策等への反映の方向性)
 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
 (概算要求額:20,000百万円の内数)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	各年度の生活保護の開始世帯数	本事業は、本事業を実施した市町村において、生活保護の受給に至ることを未然に防止するものであることから、生活保護の開始世帯数は、本事業の効果を一定程度示すものである。
(調査名・資料出所、備考) 数値の集計方法については、本事業を実施した市町村への調査を行う予定である。		
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	自立支援プラン作成件数	市町村に配置した自立支援相談員が作成した自立支援プランの件数は、自立支援相談員の活動状況を示すものである。
(調査名・資料出所、備考) 数値の集計方法については、本事業を実施した市町村への調査を行う予定である。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

事業名	精神障害者地域移行支援特別対策事業																
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること</p> <p>施策目標1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p>																
事業の概要	<p>対象者の個別支援等に当たる地域移行推進員を指定相談支援事業者等に配置し、精神科病院の精神保健福祉士等と連携を図るとともに必要に応じ既に退院・地域移行した当事者による支援等を活用しつつ、退院・退所及び地域定着に向けて主に次の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神科病院等における利用対象者に対する退院への啓発活動 退院に向けた個別の支援計画の作成 院外活動(福祉サービス体験利用、保健所グループワーク参加等)に係る同行支援等 対象者、家族に対する地域生活移行に関する相談・助言 退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整等 <p>また、地域体制整備コーディネーターを配置し、精神障害者の退院促進・地域定着に必要な体制整備の総合調整として主に以下のような業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院・施設への退院促進・地域定着支援のために必要な協力を得るための働きかけ 地域移行推進員と連携した各圏域市町村における必要な事業、資源(インフォーマルなものを含む。)の点検・開発に関する助言、指導 複数圏域にまたがる課題の解決に関する助言等 																
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="328 1055 1458 1088"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> </table> <p>(理由) 平成16年9月に厚生労働省精神保健福祉対策本部が取りまとめた「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、退院可能精神障害者について、10年後の解消を図ることを基本方針として提示し、都道府県単位で医療と保健・福祉が連動した計画的な取組を進め、国としては全国レベルでの計画等を定めることとしている。これを受けて、障害福祉計画の基本指針(平成18年6月)を国が策定し、「平成24年度までに受入条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指す」こととし、都道府県においてもこれを踏まえた障害福祉計画を策定しており、行政の関与が必要である。</p> <table border="1" data-bbox="328 1312 1458 1346"> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> </table> <p>(理由) 「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において基本方針を提示しているが、現実的には十分な予算が確保できないなどの理由により退院促進事業が実施されていない。このため、全圏域において確実に実施することが重要であることから、平成20年度から平成24年度までを集中的取組期間として、既存の精神障害者退院促進支援事業を地域生活支援事業から独立させ、新たに特別対策事業として実施することにより、国として地方の取組を支援する必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="328 1547 1458 1581"> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>可</td> <td><input type="checkbox"/>否</td> </tr> </table> <p>(理由) 地域移行推進員や地域体制整備コーディネーターを配置した指定相談支援事業者等に事業委託が可能である。</p> <table border="1" data-bbox="328 1671 1458 1704"> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input type="checkbox"/>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>無</td> </tr> </table> <p>(有の場合の整理の考え方)</p> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="328 1794 1458 1827"> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> </table> <p>平成15年から平成17年までモデル的に実施された精神障害者退院促進支援事業においても、自立支援員を配置し、精神科病院内の精神保健福祉士等と連携して個別支援を行うことにより、退院支援に結びついてきたところであるが、本事業において、平成24年までを集中的取組期間として、圏域を全圏域に拡大し、退院後の定着支援も含めて実施することにより、自立した地域生活への支援が充実、強化され、確実な精神障害者の地域移行が期待される。</p> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="328 2051 1458 2119"> <tr> <td>平成24年までを集中的取組期間として、全圏域において、事業実施することにより、効率的に事業の目的を達成することが可能である。</td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の有効性	平成24年までを集中的取組期間として、全圏域において、事業実施することにより、効率的に事業の目的を達成することが可能である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他														
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他														
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否															
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無															
事業の有効性																	
平成24年までを集中的取組期間として、全圏域において、事業実施することにより、効率的に事業の目的を達成することが可能である。																	

	(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:2,545百万円)	
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】	
	アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明
	1 本事業により退院した精神障害者の数	退院可能精神障害者のうち、本事業の実施により退院した精神障害者の数を測定する。
	(調査名・資料出所、備考) 各事業実施者からの報告による。	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
		経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:大臣官房国際課

事業名	ASEAN地域の健康確保対策事業																																			
政策体系上の位置付け	<p>基本目標X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること</p> <p>施策目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと</p> <p>施策目標1-1 国際機関の活動への参画・協力を推進すること</p>																																			
事業の概要	<p>本事業は、ASEAN地域において地域や職場での保健医療を確立するため、我が国の最良のシステム、経験、ノウハウを包括的に導入することを目的としている。</p> <p>具体的には、特定の対象国において、地域、職場、地方自治体、医療機関、中央省庁(保健省、労働省等)を連携させるパイロットプロジェクト(試験的事業)を実施し、地域の保健、産業保健水準を総合的に向上させるとともに自立を促進させ、さらにその成果を活用して、対象国以外の国・地域においても同様のシステム普及を図る事業である。</p> <p>対象国以外の国・地域への効果的な普及を図るためには、各国・地域の労使や各国の保健省、自治体関係者の理解を得ることが必要である。そこで、ASEAN全地域に対し、労使協調体制を構築し労働者の健康確保等の労働安全衛生を促進する事業及び保健省、自治体関係者に我が国の先進事例を学ばせ理解の促進を図る事業を併せて実施する。</p> <p>事業の実施にあたっては、当該分野で豊富な知識と経験を有する国際機関(ILO、WHO)を通じた事業を実施することで、よりの確かつ効果的な事業を実施する。</p>																																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="344 1048 1417 1518"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業は、アジア地域での地域保健・産業保健制度の構築を目的とした長期的な視野に立った技術協力(ODA)であり、国際機関を通じた協力を行う必要から、我が国政府が関与していく必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 国際機関を通じての技術協力を行う必要から、国として事業を行う必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input type="checkbox"/>可</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) ILO、WHOの有する専門的な知識やノウハウが必要であるため、当該国際機関を通じて事業を実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input type="checkbox"/>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="344 1568 1417 1697"> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>ASEAN地域の地域保健・産業保健水準を総合的に向上させることにより、地域住民・労働者の健康を確保することで社会的・経済的安定や発展をもたらす。同地域の安定は、我が国の経済的安定にもつながる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="344 1747 1417 1832"> <tr> <td>事業の実施にあたり、当該分野で豊富な知識と経験を有する国際機関を活用することで、より効率的かつ的確な事業を実施することができる。</td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 本事業は、アジア地域での地域保健・産業保健制度の構築を目的とした長期的な視野に立った技術協力(ODA)であり、国際機関を通じた協力を行う必要から、我が国政府が関与していく必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 国際機関を通じての技術協力を行う必要から、国として事業を行う必要がある。				民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否		(理由) ILO、WHOの有する専門的な知識やノウハウが必要であるため、当該国際機関を通じて事業を実施する必要がある。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	ASEAN地域の地域保健・産業保健水準を総合的に向上させることにより、地域住民・労働者の健康を確保することで社会的・経済的安定や発展をもたらす。同地域の安定は、我が国の経済的安定にもつながる。	事業の実施にあたり、当該分野で豊富な知識と経験を有する国際機関を活用することで、より効率的かつ的確な事業を実施することができる。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 本事業は、アジア地域での地域保健・産業保健制度の構築を目的とした長期的な視野に立った技術協力(ODA)であり、国際機関を通じた協力を行う必要から、我が国政府が関与していく必要がある。																																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 国際機関を通じての技術協力を行う必要から、国として事業を行う必要がある。																																				
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否																																		
(理由) ILO、WHOの有する専門的な知識やノウハウが必要であるため、当該国際機関を通じて事業を実施する必要がある。																																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																		
(有の場合の整理の考え方)																																				
事業の有効性																																				
ASEAN地域の地域保健・産業保健水準を総合的に向上させることにより、地域住民・労働者の健康を確保することで社会的・経済的安定や発展をもたらす。同地域の安定は、我が国の経済的安定にもつながる。																																				
事業の実施にあたり、当該分野で豊富な知識と経験を有する国際機関を活用することで、より効率的かつ的確な事業を実施することができる。																																				
	<p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:268百万円)</p>																																			

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明
1	
(調査名・資料出所、備考) ※本事業の指標について、事業実施主体は国際機関であるため、事業計画が不確定な現時点での指標設定を行うことができない。	
アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明
1	
(調査名・資料出所、備考) ※本事業の指標について、事業実施主体は国際機関であるため、事業計画が不確定な現時点での指標設定を行うことができない。	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)